



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成29年6月26日

証 抱 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木 宏



同

濱 松 慎



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第128号証

証拠の標目	志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合 第7回評価会合（抜粋） (原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000116269.pdf よりダウンロード) [表紙, 57, 58頁]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月17日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証は、平成27年7月17日に開催された本件有識者会合の第7回評価会合の議事録である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・本件有識者会合のメンバーである藤本光一郎氏が、「(被告注：甲A62の) 33ページです。『S-2・S-6の活動によるS-1の活動可能性』という、結局、こここのところの最後のところが34ページの一番最後で、このS-2・S-6が伏在断層として活動したとすれば、敷地内に見られる全ての状況を説明できると、そこはかなり説得力があるとい

	<p>うか、大事なところだと思う」と述べ、本件有識者会合のメンバーである重松紀生氏が実施したシミュレーション解析について、評価の重要な根拠と位置付けていること（準備書面(31)第2の2(2)ア(イ)（14頁）：本書証57頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重松氏が、自ら実施したシミュレーション解析について、「せん断応力の絶対値が大きくなるというのは、せん断応力というか、分解せん断応力の大きさが大きくなるというのは、これ、確かなので、確かにこれちょっと計算するのは面倒くさいなと思ってやっていないだけなんですけれども」と述べ、せん断応力の絶対値、すなわち、仮に「S-2・S-6地下延長部の断層」が活動したと想定した場合どの程度のせん断応力が作用するかの計算は、「面倒くさいなと思ってやっていない」と述べているところ、被告は、せん断応力の絶対値を検討した結果、当該シミュレーション解析は、力学的に成り立たないことを意見書（乙A75の18, 19, 70頁）に取りまとめていることから、仮に、被告が意見書について説明を行う機会を与えられていれば、シミュレーション解析を重要な根拠とした評価書案の誤りを具体的に指摘し得たのであり、その場合、本件有識者会合の結論は見直されざるを得なくなっていたと考えられること（準備書面(31)第2の2(2)ア(イ)（14頁）：本書証57, 58頁）
--	---